

新上五島町うどん生産事業者原料価格高騰対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、物価高騰等により深刻な打撃を受けている五島手延うどん生産事業者に対し、経営安定化及び事業継続を支援するための補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新上五島町補助金等交付規則（平成16年新上五島町規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業者)

第2条 補助金の対象となる事業者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 新上五島町内に事業所を有し、五島手延うどんの製造を行う事業者（以下「五島手延うどん生産事業者」という。）であること。
- (2) 五島手延うどん生産事業について、引き続き事業実施の意志がある事業者であること。
- (3) 申請時点において、令和3年度以前の町税の滞納がない事業者であること。また、令和4年度分以降の町税については、今後、誠意をもって支払うこと。
- (4) 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者でない事業者であること。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、五島手延うどん生産事業者が令和4年4月1日から令和4年9月30日までに購入した小麦粉25kg入1袋あたりに、同期間の物価高騰額690円の1/2を乗じて得た額とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、新上五島町うどん生産事業者原料価格高騰対策補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次の各号に定める書類を添付して町長に提出しなければならない

らない。

- (1) 振込先の口座が確認できる資料（名義人氏名、金融機関、支店名、預金種別、口座番号が確認できるもの）の写し
- (2) 暴力団等の排除に関する誓約書（様式第2号）
- (3) 小麦粉購入にかかる支払明細書（別表1）
- (4) 令和4年4月1日から令和4年9月30日までに購入した小麦粉の袋数が確認できる書類の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

（交付決定及び額の確定）

第5条 町長は、前条の交付申請書兼請求書を受理したときは、速やかに申請内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定及び額の確定通知書（様式第3号）により交付申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により審査した結果、補助金を交付しないことを決定したときは、不交付決定通知書（様式第4号）により、交付申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第6条 町長は、交付申請者の偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと認めたときは、規則第9条の規定に基づき、補助金の交付決定を取り消し、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

（交付申請の取下げ）

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請を取り下げることができる期間は、第5条の規定による通知があった日から30日以内とし、取下げの申請をしようとする者は、交付申請取下届出書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

(交付手続の特例)

第8条 規則第21条の規定により、規則第7条（交付の決定の通知）、第14条（額の確定）の各手続を併合することができるものとする。

2 規則第21条の規定により、規則第13条（実績報告）、第16条第1項（交付請求）の各手続を省略できるものとする。

(権利の譲渡又は担保の禁止)

第9条 補助金を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から適用する。

(失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

新上五島町長 様

申請者 所在地
名称
代表者名
(担当者)
(TEL)

新上五島町うどん生産事業者原料価格高騰対策補助金交付申請書兼請求書

新上五島町うどん生産事業者原料価格高騰対策補助金を交付されるよう、新上五島町うどん生産事業者原料価格高騰対策補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請いたします。

記

1. 交付申請の額

購入袋数	345円×購入袋数	交付申請額
袋	円	円

※補助対象は令和4年4月1日から令和4年9月30日までに購入した小麦粉とする。

2. 振込先（振込口座が確認できる資料の写しを添付すること）

金融機関名	支店名	
預金種別	1. 普通	2. 当座
口座番号		
フリガナ 口座名義人		

3. 同意事項

各項目の内容を確認し、該当する項目に☑をお願いします。非該当がある場合は補助金の申請はできません。

- 当社は、今後も引き続き事業を継続する意思があります。
- 当社は、令和3年度以前の町税を滞納していません。また、令和4年度分以降の町税については、今後、誠意をもって支払います。なお、本補助金の交付にあたり、町長が必要な町税関係情報の記録を調査することに同意します。
- 当社は、本補助金の申請に虚偽その他不正な手段があった場合には、補助金の交付決定の取消し及び返還に応じます。

令和 年 月 日

新上五島町長 様

申請者 住 所

会社名

代表者

暴力団等の排除に関する誓約書

当社は、新上五島町うどん生産事業者原料価格高騰対策補助金の交付申請を行うにあたり、次の事項について誓約します。

この誓約事項に反した場合、新上五島町うどん生産事業者原料価格高騰対策補助金の決定の取消し及び返還に異議なく応じます。

また、必要な場合には、町長が長崎県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 自己及び本事業実施主体の構成員等は、次の（1）から（3）までのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次の（1）から（3）までのいずれの関与もありません。
 - （1） 暴力団（新上五島町暴力団排除条例（平成24年6月21日条例第25号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
 - （2） 暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）
 - （3） 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものその他町長が認めるもの
- 2 事業の実施に当たり、上記（1）から（3）までに掲げる者（以下「暴力団等」という。）と契約を締結しません。
- 3 暴力団等をこの事業に一切関与させません。

第 号
令和 年 月 日

様

新上五島町長

新上五島町うどん生産事業者原料価格高騰対策補助金
交付決定通知書及び交付額確定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった新上五島町うどん生産事業者原料価格高騰対策補助金については、審査の結果、下記のとおり交付することに決定したので、新上五島町うどん生産事業者原料価格高騰対策補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

なお、交付額の確定も行ったので、同交付要綱第5条の規定により併せて通知します。

記

1 交付決定額	<u>金</u>	<u>円</u>
2 交付確定額	<u>金</u>	<u>円</u>

第 号
令和 年 月 日

様

新上五島町長

新上五島町うどん生産事業者原料価格高騰対策補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった新上五島町うどん生産事業者原料価格高騰対策補助金については、審査の結果、新上五島町うどん生産事業者原料価格高騰対策補助金交付要綱第5条の規定により、交付しないことを決定したので通知します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 不交付決定の内容

第 号
令和 年 月 日

新上五島町長 様

届出者 所在地
名称
代表者名
(担当)
(TEL)

新上五島町うどん生産事業者原料価格高騰対策補助金交付申請取下届出書

令和 年 月 日付で交付決定及び額の確定を受けた新上五島町うどん生産事業者原料価格高騰対策補助金について、新上五島町うどん生産事業者原料価格高騰対策補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請を取り下げます。

記

- | | | |
|------------|----------|----------|
| 1 交付決定額 | <u>金</u> | <u>円</u> |
| 2 申請取下額 | <u>金</u> | <u>円</u> |
| 3 申請を取下げ理由 | | |

別表 1

新上五島町うどん生産事業者原料価格高騰対策事業 支払明細書

事業所名 _____

No.	購入年月日	支払先名	小麦粉 購入袋数	購入金額 (税込)	確認 書類名
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
合 計					

※合計袋数は、様式第1号の「1. 交付申請の額 購入袋数」と相違がないようご注意ください。

【添付書類一覧】

- 振込先の口座が確認できる書類の写し
- 暴力団等の排除に関する誓約書
- 令和4年4月1日から令和4年9月30日までに購入した小麦粉の袋数が確認できる書類の写し